



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 兼松エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 菊川 泰宏
(コード番号8096 東証第1部)
問い合わせ先 経営企画室長 岡崎 恭弘
(TEL 03-5250-6821)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 48 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成 28 年 3 月 25 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 28 年 6 月 17 日開催予定の当社第 48 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の運営について当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会の招集権者および議長にあたるよう、現行定款第 14 条(招集権者および議長)を変更するものであります。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、現行定款第 23 条(取締役会の招集権者および議長)について所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 28 年 6 月 17 日

定款変更の効力発生日(予定) 平成 28 年 6 月 17 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第 19 条 当<u>社</u>に<u>取締役 20 名以内を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。3. 取締役の選任は、累積投票によらない。	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>(削 除)3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。</u></p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締</u> <u>役を除く。)</u> は、<u>20 名以内とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、</u> <u>5 名以内とする。</u> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそ</u> <u>れ以外の取締役とを区別して、株主総会に</u> <u>おいて選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知および決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 前項の通知は<u>取締役および監査役全員の同意</u>があるときは、これを省略することができる。</p> <p>3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>4. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の招集通知および決議)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 前項の通知は取締役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</p> <p>2. 第 24 条第 4 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の定員)</p> <p>第 29 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、<u>取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知および決議)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の通知は監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知および決議)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の通知は監査等委員全員の同意があるときは、これを省略することができる。</u></p> <p>3. <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会規定)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会で定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(監査等委員会規定)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規定による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役</u>の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益</u>は、<u>株主総会決議</u>によって定める。</p> <p><u>(監査役の実任免除)</u></p> <p>第 36 条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 39 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 34 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</p>

以 上